・/ JAバンク 千葉

暑い日はJAカ'とりへ!

平成28年 6/1(水) 7/29(金)

キャンペーン定期貯金

新たなご資金で 定期貯金30万円以上 ご契約いただいた方に

(税引後 年0.07%)

(税引後 年0.15%)

例えば、平成28年6月1日に 100万円を3年もの定期貯金 (複利型)にお預入れの場合、 満期時(平成31年6月1日)の 受取利息は、税引後4.792円 となります。

なお、金利情勢によって上記金利は 変更となる場合があります。

\#56@/

期間中、新たにJAとお取引いただき、キャンペーン定期貯金を ご契約いただいたお客さま、先着270名様に

JAバンクオリジナル



13562/

JAかとり合併15周年記念

〈抽選で60組120名様〉

(平成28年10月下旬実施)

●30万円につき、1口の抽選権をおつけします。●抽選前に中途解約された場合は、抽選権がなくなります。●抽選は平成28年8月上旬を予定しております(店頭およびJAだよりに掲示いたします)。●詳しくは窓口まで お問い合わせください。

〈商品概要〉◆貯金の種類:預入期間1年・3年の定期貯金 ◆お預入金額:30万円以上 ◆適用金利:1年定期貯金 年0.10%・3年定期貯金 年 ○.20% (初回満期日以降は店頭表示金利が適用されます。)◆お取扱対象:個人の方に限ります。◆対象資金:新たなご資金に限ります。*新たなご資金とは、期間中に現金(小切手)・振込み等によりお預け入れされたご資金です(既に当JAにお預入れの定期貯金等の満期資金、ご解約資金 等によるお類替えは対象外)。◆中途解約:期限前の解約はできません。やむを得ず解約された場合は所定の中途解約利率が適用されます。◆東 日本大震災の復興財源を確保するための復興特別所得税を付加した20.315%分の税金が差し引かれます。なお、税引後の金利は、小数点第3位 以下切捨てにて表示しております。

夏の貯金・年金はJAへ。詳しい商品内容は店頭またはホームページの説明書をご覧ください。お問い合わせ・お申込みは各窓口までお気軽に!

▲ JAかとり

下総支店 tel.0476-96-0006 神崎支店 tel.0478-72-2131 大栄支店 tel.0476-73-4411

小見川支店 tel.0478-82-2151 山田支店 tel.0478-78-4433 東庄支店 tel.0478-86-3431 栗源支店 tel.0478-75-2411

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(平成28年6月1日現在)

| 商品名 | ・スーパー定期貯金<単利型> サマーキャンペーン 2016 |
|--------------|--|
| ご利用いただける方 | ・個人の方 |
| 募集総額 | ・単利型・複利型合計7億2千万円(※)※募集金額に達し次第終了とします。 |
| 期間 | ・定型方式 |
| | 1年 |
| | ・自動継続のみの扱い |
| 募集期間 | ・平成 28 年 6 月 1 日 (水) ~平成 28 年 7 月 29 日 (金) |
| 預入方法 | |
| (1)預入方法 | ・一括預入 |
| (2)預入金額 | ・30 万円以上 |
| (3)預入単位 | ・1円単位 |
| 預入条件 | ・新たなご資金に限ります(※)※新たなご資金とは、期間中に現金(小切手) |
| | 振込み等によりお預け入れされたご資金です。 |
| | ・当組合の定期貯金・定期積金等他の商品からのお預け替えは対象外です。 |
| 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 | |
| (1)適用金利 | ・成約時に年 0.1%の約定利率を初回のみ満期日まで適用します。 |
| | ただし、継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利となります。 |
| (2) 利払頻度 | ・満期日以後に一括して支払います。 |
| (3) 計算方法 | ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 |
| (4)税 金 | ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 |
| (-) 人们は知るす | ※平成49年12月31日までの適用となります。 |
| (5)金利情報の入 | ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 手方法 | |
| 抽選権 | ・お預け入れ30万円毎に1本の抽選権(抽選番号)を付与します。 |
| | ・抽選権(抽選番号)は40本を1組、1ユニットとします。 |
| 当選本数 | ・60本(※)※当選本数は募集金額7億2千万円販売した場合です。 |
| 懸賞品 | ・日帰りグルメツアー ペアにてご招待 |
| 抽選日・抽選場所 | ・抽選日は、平成28年8月上旬に本店にて行います。 |
| | ・当選番号は、各支店に掲示及び JA だよりに掲載します。 |
| 手数料 | |
| 付加できる特約事項 | ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 |
| | (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) |
| | ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) |
| | の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)に |
| | より計算した利息とともに払い戻します。 |
| | |
| | ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% |
| | ② のバスはエーエス洞 別と利率へ30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通 |
| | 貯金利率によって計算します。 |
| | |
| 貯金保険制度 | ・保護対象 |
| (公的制度) | 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 |
| | 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利 |
| | 息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除して、) とのわせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| | く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |

| 苦情処理措置および | 苦情処理措置 | 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま |
|-----------|---------|-------------------------------------|
| 紛争解決措置の内容 | | しては、当JA本支店または金融共済部(電話:0478-70 |
| | | -7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦 |
| | | 情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦 |
| | | 情等の解決を図ります。 |
| | | また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JA |
| | | バンク相談所(電話:043-243-0011)でも、苦情 |
| | | 等を受け付けております。 |
| | 紛争解決措置 | 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 |
| | | 関を利用できます。上記当JA金融共済部または千葉県JAバ |
| | | ンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東 |
| | | 京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくこ |
| | | とも可能です。 |
| | | 東京弁護士会紛争解決センター |
| | | (電話:03-3581-0031) |
| | | 第一東京弁護士会仲裁センター |
| | | (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター |
| | | 第一来が开護工芸件数とングー (電話:03-3581-2249) |
| | | · ——— |
| | | 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下 |
| | | 「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か |
| | | らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク |
| | | セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 |
| | | ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ |
| | | ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 |
| | | ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を |
| | | 移管します。 |
| | | なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも |
| | | のではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所 |
| | | または東京三弁護士会にお問合せください。」 |
| その他参考となる | ・満期日以後の | の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 |
| 事項 | 算します。 | |
| | | 期限前解約できません。やむを得ず期限前解約する場合は、抽選 |
| | 権および当選 | 星した場合の当選権は失効します。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

スーパー定期貯金<複利型>

(平成28年6月1日現在)

| 商品名 | ・スーパー定期貯金<複利型> サマーキャンペーン 2016 |
|---|---|
| ご利用いただける方 | ・個人の方 |
| 募集総額 | ・単利型・複利型合計 7 億 2 千万円 (※) 募集金額に達し次第終了とします。 |
| 期間 | ・定型方式 |
| | 3年 |
| | ・自動継続のみの扱い |
| 募集期間 | ・平成28年6月1日(水)~平成28年7月29日(金) |
| 預入方法 | |
| (1) 預入方法 | ・一括預入 |
| (2) 預入金額 | ・30 万円以上 |
| (3) 預入単位 | 1円単位 |
| 預入条件 | ・新たなご資金に限ります(※)※新たなご資金とは、期間中に現金(小切手) |
| | 振込み等によりお預け入れされたご資金です。 |
| | ・当組合の定期貯金・定期積金等他の商品からのお預け替えは対象外です。 |
| 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 | |
| (1) 適用金利 | ・成約時に年 0.2%の約定利率を初回のみ満期日まで適用します。 |
| | ただし、継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利となります。 |
| (2) 利払頻度 | ・満期日以後に一括して支払います。 |
| (3) 計算方法 | ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算 |
| , | をします。 |
| (4)税 金 | ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 |
| , | ※平成49年12月31日までの適用となります。 |
| (5)金利情報の入手 | ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 方法 | |
| 抽選権 | ・お預け入れ30万毎に1本の抽選権(抽選番号)を付与します。 |
| | ・抽選権(抽選番号)は40本を1組、1ユニットとします。 |
| 当選本数 | ・60本(※)※当選本数は募集総額7億2千万円販売した場合です。 |
| 懸賞品 | ・日帰りグルメツアー ペアにてご招待 |
| 抽選日・抽選場所 | ・抽選日は、平成28年8月上旬に本店にて行います。 |
| | ・当選番号は、各支店に掲示及び JA だよりに掲載します。 |
| 手数料 | _ |
| 付加できる特約事項 | ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 |
| | (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) |
| | ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) |
| | の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て) |
| | により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 |
| | (1) 約定した預入期間が3年の場合 |
| | ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 |
| | ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% |
| | ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% |
| | ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% |
| | ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% |
| | ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% |
| | ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、 |
| | その普通貯金利率によって計算します。 |
| | |

| 貯金保険制度 (公的制度) 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦 |
|---|---|
| | 情等の解決を図ります。 また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JA バンク相談所(電話:043-243-0011)でも、苦情 等を受け付けております。 |
| | 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター |
| | (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か |
| | らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 |
| | ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を |
| | 移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも のではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所 または東京三弁護士会にお問合せください。」 |
| その他参考となる 事項 | ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。・この貯金は期限前解約できません。やむを得ず期限前解約する場合は、抽選権および当選した場合の当選権は失効します。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。